令和８年１０月２７日　　第１２８４８号

岡山県公報

発行　岡山県

目　次

【告示】		
○ 指定納付受託者の指定	税務課	
○ 公金事務の委託	〃	
【公告】		
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	経営支援課	
○ 〃	〃	
○ 〃	〃	
○ 道路の指定	建築指導課	
○ 道路の位置の指定	〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	〃	
○ 〃	〃	

目　次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

二　指定の日

令和八年九月三十日

三　指定納付受託者が取り扱う歳入の種類

ふるさと納税サイト「楽天ふるさと納税」を利用して納付する寄附金

四　指定納付受託者による納付の事務を開始した日

令和八年十月十三日

◎岡山県告示第四百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

二　指定をした日

令和八年九月三十日

三　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

ふるさと納税サイト「楽天ふるさと納税」を利用して納付する寄附金

四　委託をした日

令和八年八月二十六日

五　公金事務を取り扱う期間

令和八年十月十三日から令和九年三月三十一日まで

〔五〇七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊　原　木　　隆　　太

一　届出事項の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ケーズデンキ鴨方店

所在地　浅口市鴨方町六条院中一三三一番一ほか

２　届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

住所　東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名　代表取締役　近藤禎一郎

３　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

住所　東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名　代表取締役　成瀬　明弘

（変更後）名称　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

住所　東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名　代表取締役　近藤禎一郎

４　変更年月日

令和八年四月一日

二　届出年月日

令和八年十月十五日

三　縦覧の期間及び場所

１　縦覧の期間

令和八年十月二十七日から令和九年二月二十七日まで

２　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔五〇八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ケーズデンキ津山店

所在地　津山市川崎五一六番ほか

２　届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　オリックス株式会社

住所　東京都港区浜松町二丁目四番一号

代表者の氏名　代表執行役　髙橋　英丈

３　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称　オリックス株式会社

住所　東京都港区浜松町二丁目四番一号

代表者の氏名　代表執行役　井上　亮

（変更後）名称　オリックス株式会社

住所　東京都港区浜松町二丁目四番一号

代表者の氏名　代表執行役　髙橋　英丈

４　変更年月日

令和八年六月二十三日

二　届出年月日

令和八年十月十五日

三　縦覧の期間及び場所

１　縦覧の期間

令和八年十月二十七日から令和九年二月二十七日まで

２　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔五〇九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊　原　木　　隆　　太

一　届出事項の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ザグザグ笠岡番町店

所在地　笠岡市富岡四七七番地ほか

２　届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

住所　東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名　代表取締役　近藤禎一郎

３　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

住所　東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名　代表取締役　成瀬　明弘

（変更後）名称　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

住所　東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名　代表取締役　近藤禎一郎

４　変更年月日

令和八年四月一日

二　届出年月日

令和八年十月十五日

三　縦覧の期間及び場所

１　縦覧の期間

令和八年十月二十七日から令和九年二月二十七日まで

２　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔五一〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊原木　隆太

番号	道路	道路の幅員（メートル）	道路の延長（メートル）
指定年月日			
岡山県指令備中局建第八六号 令和八年十月十五日	矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり事業 町道　弦橋嵐山線	四・〇〇～五・五〇	一三九・〇

〔五一一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊原木　隆太

番号	指定年月日	道路の位置	道路の幅員（メートル）	道路の延長（メートル）
岡山県指令備中局建第八五号	令和八年十月十四日	浅口市金光町占見新田一三三五番一、一三三八番一五、一三三八番一六、一三三九番三	六・〇二	六七・三一
			四・〇二～六・〇二	二七・三九

〔五一二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字折上ウ子三九六三番四、三九六三番五、三九六四番一二

二　許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺二〇一四番地一オレンジペコ二〇一号

人見　晃生

三　許可年月日及び許可番号

令和八年六月四日岡山県指令建指第五九号

〔五一三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年十月二十七日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字西野田二八二七番一

二　許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区浜野二丁目一番二五号シャーメゾンプラウド二〇二

森岡　美佳

三　許可年月日及び許可番号

令和八年四月十四日岡山県指令建指第一一号